

## 前回 WG における議論を踏まえた修文（案）

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

##### (2) 行政記録情報等の利活用の推進

##### ア 行政記録情報等の活用

諮問案	修文案
<p><b>【本文】</b>            さらに、統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、業務統計の作成・公表状況や行政記録情報等の統計への活用実態等を定期的に把握し、国民に情報を提供するとともに、未公表の業務統計の公表を促進するなどして、行政記録情報等の利活用を推進する。なお、国際的な動向も踏まえつつ、行政記録情報等を含むビッグデータ<sup>(注5)</sup>の統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用について研究を進める。</p> <p>(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ</p>	<p><b>【本文】</b>            さらに、統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、業務統計の作成・公表状況や行政記録情報等の統計への活用実態等を定期的に把握し、国民に情報を提供するとともに、未公表の業務統計の公表を促進するなどして、行政記録情報等の利活用を推進する。なお、国際的な動向も踏まえつつ、<u>統計データとビッグデータ<sup>(注5)</sup>を相互に結び付け、活用すること</u>について研究を進める。</p> <p>(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ</p>

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

##### (2) 行政記録情報等の利活用の推進

##### イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

諮問案			修文案		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成 26 年度から実施する。	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成 26 年度から実施する。
○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。	関係府省	平成 30 年度末までに結論を得る。	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。	関係府省	平成 30 年度末までに結論を得る。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

##### (4) 統計基準等の見直し

諮問案			修文案		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成29年度末までに結論を得る。	○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分 <u>(年齢や事業所規模等)</u> の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成29年度末までに結論を得る。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 2 統計リソースの確保及び有効活用

##### (2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

諮問案	修文案
<p><b>【本文】</b></p> <p>このような状況を踏まえ、各府省では、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化、地方公共団体における統計の作成の支援等を図るため、①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>このような状況を踏まえ、各府省では、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化、地方公共団体における統計の作成の支援等を図るため、①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウ<sup>①</sup>の活用、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p>

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 2 統計リソースの確保及び有効活用

##### (5) 民間事業者の活用

諮問案	修文案
<p>【本文】</p> <p>厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、適正に民間事業者を活用することが重要である。</p> <p>一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。</p> <p>また、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の体制といった点に留意する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、民間事業者の活用については、民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、</p>	<p>【本文】</p> <p>厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、<u>優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き</u>重要である。</p> <p>一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。</p> <p>また、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の<u>履行能力</u>といった点に留意する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、</p>

## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

### 5 統計データの透明化・オープン化の推進

諮問案	修正案
<p><b>【本文】</b></p> <p>統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。</p> <p>また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。</p> <p>さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能<sup>(注1)</sup>の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。</p> <p>(注1) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式 [API (Application Programming Interface)] で提供する機能</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証<sup>(注1)</sup>の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。</p> <p>また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。</p> <p>さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能<sup>(注2)</sup>の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。</p> <p><u>(注1) 統計調査の実施過程の効果的な管理方法の導入に関する取組</u></p> <p>(注2) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式 [API (Application Programming Interface)] で提供する機能</p>

## 第3 公的統計の整備に必要な事項

### 2 統計リソースの確保及び有効活用

#### (5) 民間事業者の活用

諮問案	修正案												
<p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="120 1019 1081 1353"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。</td> <td>総務省、各府省</td> <td>平成 28 年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。	<p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="1155 1019 2128 1353"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。</td> <td>総務省、各府省</td> <td>平成 28 年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期											
○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。											
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期											
○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。											

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 3 統計調査環境の改善

##### (2) 統計の品質保証活動の推進

諮問案	修正案																		
<p><b>【本文】</b></p> <p>利用者のニーズに対応した公的統計の作成及び提供、その品質の表示並びに評価及び改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す品質保証の活動は、社会経済情勢の変化等に的確に対応した統計を効率的に作成する上で重要な取組である。各府省では、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成23年4月8日改正)に基づき、所管統計の品質表示・評価に関する取組に着手している。</p> <p>しかし、各府省の品質保証活動に関する取組、特に品質評価に関する取組は、必ずしも十分な成果を挙げるに至っておらず、取組の強化が必要となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その一環として、統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である「公的統計のプロセス保証」を、品質保証活動に導入することが有効である。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="118 956 1081 1402"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。</td> <td>各府省</td> <td>平成26年度から実施する。</td> </tr> <tr> <td>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証(統計調査の実施過程の管理方法等)を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。</td> <td>総務省、各府省</td> <td>平成27年度末までに実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。	○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証(統計調査の実施過程の管理方法等)を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。	<p><b>【本文】</b></p> <p>利用者のニーズに対応した公的統計の作成及び提供、その品質の表示並びに評価及び改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す品質保証の活動は、社会経済情勢の変化等に的確に対応した統計を効率的に作成する上で重要な取組である。各府省では、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成23年4月8日改正)に基づき、所管統計の品質表示・評価に関する取組に着手している。</p> <p>しかし、各府省の品質保証活動に関する取組、特に品質評価に関する取組は、必ずしも十分な成果を挙げるに至っておらず、取組の強化が必要となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その一環として、<del>統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組</del>である「公的統計のプロセス保証」を、品質保証活動に導入することが有効である。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="1155 956 2128 1402"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。</td> <td>各府省</td> <td>平成26年度から実施する。</td> </tr> <tr> <td>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証(<del>統計調査の実施過程の管理方法等</del>)を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。</td> <td>総務省、各府省</td> <td>平成27年度末までに実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。	○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証( <del>統計調査の実施過程の管理方法等</del> )を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期																	
○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。																	
○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証(統計調査の実施過程の管理方法等)を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。																	
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期																	
○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。																	
○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証( <del>統計調査の実施過程の管理方法等</del> )を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。																	

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 3 統計調査環境の改善

##### (4) 統計リテラシーの向上

諮問案	修文案
<p>【本文】</p> <p>国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」や、統計調査への協力並びに統計データを利用するために必要な意識及び倫理観である「統計倫理」を重視した統計教育が重要である。各府省は、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組を進めている。</p>	<p>【本文】</p> <p>国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」や、<u>統計の重要性を理解し、統計調査への協力とともに、</u>統計データを利用するために必要な意識、<u>倫理観</u>である「統計倫理」を重視した統計教育が重要である。各府省は、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組を進めている。</p>



## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

### 3 経済・社会の環境変化への的確な対応

諮問案	修正案
<p>【本文】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p>また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p> <p>あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。</p>	<p>【本文】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定。<u>以下「基本方針」という。</u>)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p>また、<u>基本方針</u>における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p> <p><u>さらに、基本方針を踏まえ、PDCAサイクルの確立に資する統計の作成及び提供を一層推進する。</u></p> <p>あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。</p>